審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	形質変更時要届出区域における帯水層の深さに係る確認申請	根拠条項	第５０条第２項

審査基準

○土壌汚染対策法施行規則（第５０条第２項で準用する第４４条第３項、第４項）

３　形質変更時要届出区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに地下水位の観測の結果からみて帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第４３条第一号ロの確認をするものとする。

４　当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

○土壌汚染対策法（第１２条第一号ただし書き）

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の１４日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

ｲ　土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

ﾛ　人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

三～四 略

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）　１４日 標準経由期間　　日	目次NO	

審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	形質変更時要届出区域における帯水層の深さに係る確認申請	根拠条項	第５０条第２項

審査基準

○土壌汚染対策法施行規則（第５０条）

法第１２条第１項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一　次のいずれにも該当しない行為

イ　略

ロ　土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が１０平方メートル以上であり、かつ、その深さが５０センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして第４３条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上)であること。

ハ　略

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）　１４日 標準経由期間　　日	目次NO	